

検討に当たっての基本的な考え方 【活性化】(案)

令和5年1月12日



■ 活性化のあり方について

- 3つの課題に応じて、個別対応を実施。
- 各公園が持ち合わせる特性（環境、歴史、文化等）を最大限価値化しつつ、新たな価値を共有することも視野に入れながら活性化に取り組む。

【課題】

課題①

- 公園利用者等※が公園運営に新規参入する場合のハードルが高い
- ボランティアの活動状況や募集などの情報発信が不十分

課題②

- 「新たなパークマネジメント手法(民間活力導入)」の導入目的と制度に関する説明・周知が不十分

課題③

- 老朽化等で施設を廃止、又は全面更新する場合や、施設を新設する場合において利用者からの意見聴取や反映手法が不明確

【課題への対応案(部会で検討すべき事項)】

個別対応①

- 公園の**管理運営の利用者参画機会を拡充**
 - ・ 管理運営協議会等の設置、拡充
- 公園ボランティアのさらなる参画、活動の見える化など活性化にむけた仕組みの設定

個別対応②

- 「新たなパークマネジメント手法(民間活力導入)」の導入に関する県民への**情報発信や意見聴取のルール作成**
 - ・ 制度に関するわかりやすい説明や事業者公募の内容に関する意見聴取の実施

個別対応③

- 施設の新設や改廃等の**合意形成のルール作成**
 - ・ 施設の改修や新設、廃止など利活用の方針に応じた情報発信や意見聴取の実施

※「公園利用者等」…公園利用者、NPO、行政、Park-PFI事業者等を含む幅広い関係者。



① 今後の公園の管理運営の進め方

- ・公園の管理運営について利用者参画機会の拡充を図るため、管理運営協議会等の設置、拡充を行う。
- ・公園利用者等からの提案聴取やボランティアのさらなる参画を促す仕組みを設定する。

※「管理運営協議会等」

従来の管理運営協議会のほか、定常的に活動するサークル、団体、実験的なプロジェクトなど公園の利活用について議論する場もあり得ることを想定。

【目指すべき姿】

- 「要望の場」ではなく「連携のアイデアを提案し、活動につなげる場」。
- 既存の活動のアウトプットだけでなく、新しい視点を取り入れるインプットの場。
- 各人の持つそれぞれの公園の価値（固有の価値だけでなく、新しい価値、失われていく価値）を認識し、共有したうえで、公園の管理運営を考える場。

< 今後の管理運営協議会等の取組み（例） >

- より幅広い参画を実現するためのメンバー構成の検討
- 誰もが自由に提案して議論に参加できる仕組みの創設
（例：会議の基本ルールの設定、子育て世代が参加しやすい日時やオンラインでの開催、コーディネーターの確保等）

< 公園利用者等のさらなる参画を促す仕組み（例） >

- 公園ボランティア活動の見える化への取組み
（SNS等を使った積極的な情報配信や、活動の記録手段としてのHPの活用など）
- 公園利用者等からの提案型企画や教育学習活動を促す取組み
（公園内で可能なイベント等の説明や相談窓口の明示）



②情報共有マネジメントのあり方

・情報のマネジメントは公園管理の重要な要素であり、**意見収集**と**情報伝達**の両方が大事。

○意見収集

- ・利用者の多様な声をどうやって拾い上げていくか。公園管理に活かすために、平常時から集めておくことが重要。
- ・障害のある方等、声を投げ入れにくい利用者の声を拾うためには、かなり意識的に行う必要がある。

○情報伝達

- ・プッシュ型とプル型、デジタル型とアナログ型を区別し、考え方を整理した上で、各公園で対策を実施する。

(対応の例)

	プッシュ型（能動的）	プル型（受動的）
アナログ型	現地看板、チラシ、広報誌	窓口
デジタル型	LINE、Instagram	HPへのアクセス

③協議の場での基本ルール(グランドルール)の設定>

・「自由に入れる場」は、議題は無限にある一方、時間は限られているため、場のマネジメントが重要。
→マネジメントのため、グランドルール（議論のベースとなる憲法のようなもの）が必要。

（例：みんなで建設的に話し合う、誰かを悪者にするということはない 等）

- ・全公園で共通のものをつくるのか、各公園の特性に合わせてつくるのかは議論が必要。

県が中心となって協議する事項【活性化】(案)



①「新たなパークマネジメント手法(民間活力導入)」※の導入の進め方

<基本方針>

- ・県の責任と負担による県立都市公園の整備や維持管理を基本とし、公園のさらなる魅力向上を図るための手段として、各公園の持つ特性を活かした整備や維持管理を、民間事業者の優れたノウハウや投資を呼び込んで実現する。
- ・新たな施設整備は、自然環境保全のあり方で検討する自然保護エリア（例：B-3保護ゾーン）を除くエリアでの実施を条件とする。

<事業者公募までの具体的な進め方（例）>

- ・導入に向けた各段階において県民への情報発信や意見聴取のルールを設定する。

区分	具体的手法
広く情報発信	○記者発表に加え、公園利用者等向けのポスター掲示、チラシ配布及びHPへの掲載等を実施
協議会等へ説明	○管理運営協議会等に調査の趣旨や公募方針等を丁寧に説明し、意見を伺う
意見聴取	○公園利用者等からの意見聴取

<フロー>

	事業可能性調査	調査結果公表	公募方針検討	公募開始	事業者決定
広く情報発信	●	●		●	●
協議会等へ説明	●	●	●	●	●
意見聴取			●		

※「新たなパークマネジメント手法(民間活力導入)」・・・長期指定管理、Park-PFI等の、民間の優れたノウハウと資金を呼び込む新たな公園管理の手法



②老朽施設の活用のあり方

- ・施設の新設や改廃等の合意形成のルールを設定する※。
- ・管理運営協議会等や公園利用者等に対し、事前に、丁寧な情報発信を行う。
- ・公園利用者等からの意見については、可能な限り、施設の利活用の方針に反映する。

<施設の利活用に関する合意形成ルールの設定（例）>

区分	施設の更新	新設、廃止、 施設用途の変更
管理運営協議会等への報告	○	○
SNS、HP等を通じた情報発信	○	○
公園利用者等への意見聴取 (利用者アンケート、関係団体へのヒアリング、HP等を通じた意見聴取など)	—	○

※上下水道、電気通信などのインフラ及び既に管理運営協議会で合意形成が図られているリニューアル計画に係る整備を除く